



Title	契沖の語学：仮名を中心として
Author(s)	春日, 政治
Citation	語文. 1951, 3, p. 1-11
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68376
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

契沖の語学

——仮名を中心として——

春日 政治

我が国の学問が伝統から放たれて自由研究に入り、真に学問的となったのは近世に入ってからである。而して先ずその国文学研究に一画期を作ったのが契沖阿闍梨であつて、万葉集代匠記を始として数々の古文学註釈書がこれを証するものであるが、殊に我が国語学史が新旧の大時代別に、この人の以前・以後をもつて呼ぶことの、むしろ常識となつてゐるのはいふまでもない。契沖の学問的業績はその量から見て大きさを解釈学に置かなくてはならない。その語学的研究としての成書は和字正濫鈔（以下すべて抄と略称する）を第一として、これを囲つた同種のものが二三あるに過ぎない。しかしそれは古典解釈の基礎として重要な一面を受持つたのみならず、それが我が国語研究史の上に於て、仮名遣という部門の新紀元を画した著述となつたのである。

抑々我が古典の奈良朝以前に於ける漢字専用時代の表記は、平仮名片仮名の使用に慣らされたものから見て甚だ複雑であつて、それが古典研究者には第一に行き当る障礙でなくてはならない。しかも

それは仮名を中心としたものであつて、それら古典に記し分けられた仮名、それを読み別けなくてはならない仮名、又それによつて解き別けなくてはならない仮名、真名の読み別け解き別けさえ、これに拠らなくてはならない仮名が、重要な対象となるのは自然である。この事は代匠記初稿本（以下すべて代初と略称する。従つて同精撰本は代精と略称する）の惣釈に於て、

真名仮名ともいかにかかきもし、よみもしつらんとおもふ事おほく……。

とかち、殊に精撰本総釈は、その「雑説」中に「真名仮名ノ書ヤウ」を見て、万葉集に於ける文字表記の複雑さを述べ、わけて「集中仮名ノ事」の一項を設けて、後の抄と殆ど同様なことを考へてゐる所以である。実に契沖仮名遣の成立は、古文学研究、特に万葉集研究が契機となつたのである。

二

我が古典の研究は真仮名を到る処で取扱わなくてはならない。契沖も實際隨処にこれに関して述べてゐるが、一括して真仮名につい

て書いたものはない。只彼には「正語仮字篇」(貞享二、一六八五)の著があつて、真仮名をイロハ順に類聚している。しかしこの書はまだ清濁を混じ奇訓を別たず、雑然書きつづけたものであつて、その点まだ不整頓である。この書に集められた字母は、記紀万葉をはじめそれ以外の古典から広く集めてはいるが、記紀万葉所出に就いて見ても、まだその総べてを尽していないものであつて、その点も不精密である。而してその類別した処を見ると、イヲワウキオヤエアエ(アヤワ三行に亘る)等の文字にまだ錯誤が見出される。以と為との部に於ても、以の下に易字を置きながら、為の下にも亦置く如き混淆があり、於の下に尾男の訓字及び鳴鳥場等を置く如き又惠の下に曳字の粉れ入る如きも共に錯誤である。

更に「和字正韻」は数年後(元祿四、一六九一)に出たものであるが、これも真仮名の字母をイロハ順に類別したもので、字母は我が古典所出の仮名のみならず、韻書による同音類音の文字をも加えてあるのである。やはりこれにも古典所出の真仮名の缺けたものが少からずある。この書は字音と和音とを別けた上、その字音の部は韻書(韻鏡と見られる)によつて、直拗・清濁・四声・開合等の別をつけたものであつて、字音的研究の色を帯びたものである。その上イキ・ヲオ・エエを同処に並置してあるのは、やはり仮名遣の比較分別に資したものである。(因みに全集本によるとヤの部を缺いている。)イキ・ヲオ・エエの部は、専ら字音の開合によつて、その所属を定め、以て真仮名字母を分別しようと考えたものであるが、開音の以字をキの合音群に誤り入れたり、於游の字をヲの合音群に誤り入れたり(この於游の字の事はやゝ錯綜しているから委しくは巡の字音の条に譲る)殊にえの部に於ては単に開合にのみよつて別け

た為に、エエが入り乱れているのみならず、字訓の兄を字音の中、而もそれがエの方に加えられたり、訓字のエエが区別なく置かれたりなどしている。

要するにこの書は真仮名とその発音との關係を韻学によつて研究しようとしたものであつて、一々中国の字典韻書に當つて調査、相當の努力を払つたことは多とシなくてはならない。契沖が専ら玉篇・韻鏡によつて字音を研究したことは、その記す所によつて想像されるのであるが、まだ漢字韻学の新研究の興らなかつた当時の事として只その入口で済ました感のあるのは返す返す惜しむべきである。かの五十音図に於てオヲの所属を正しなかつた如きも、畢竟字音の觀察に徹底しないものを残したからである。

三

次に平仮名・片仮名についてであるが、平仮名については、抄の序説に「いろは字体」という項があつて、(契沖は平仮名という語をあまり用いない。)いろは順に標準様の真仮名字母を陳ね、それに標準平仮名をつけてある。而して各字母の借音のものには、その字の反切と漢呉音別を記し、借訓のものには只和訓としてある。平仮名字体は今体と大きな差異はないが、只^フ・^ル・^レ・^ニ等を用いてあるのは、時代の標準字体によつたものである。(全集本は皆今体に改めてしまつた。)母字(字源)については古来の問題である、(つ)のそれであるが、契沖は^ヘを^クとし、^ツを^川とした。^ヘの字源は今日明かになつて、契沖の説は取り得ないが、これも字源考の上の一段階である。(尙仮字本来によると、契沖には^ヘの反字説がある)とある。(つ)の川字説は古くから今日まで存しているが、これも尙決定的とはい

難い。さて発音の本を吳漢音にのみ求めているが、これも今日より見て単純には従いにくい。止のトを和訓とする如きは古い常識であるが現代では取らない。彼は吳漢音に求めにくい文字の説明には、彼常套の音通を用いているが、これもあまり軽忽にすぎざる。例へば

一 甫勿切音弗略音保。保与幣通用、乃 奴改切。呉音略那。那写能通用

という如きである。への字の事は措いて、乃の字の如きはやはり古音に求めなくては解決されない。

礼 力底切漢音略 称 年礼切吳漢用音略

という如きも、その簡單には説かれない。乃にナイ・ダイよりも早くノに近い音の存したろうと考えられるように、ライ・レイ、ナイ・デイなどの吳漢音よりも古く、レ・ネに近い音の存したのではないか。彼はまだ字音のことについては所謂吳漢音より外に出ることは出来なかつた。

抄には同じく「片仮名字体」の項があつて、これもイロハ順には今体に近い字体に書き陳ねている。只・子・井・せなどは時代の普通体に従つたものである。(全集本にはネ・キに改めた。)さて古仮名の異体には、 ホニ ホ ヲ ヲ ヨ ネ ア ミ 爪 ス などを出しているが、まだこの方面には関心が薄い。ミの下に、

或古本作 ア 混 ア 未 ア 詳 ニ 本字 ア

などいろいろを見ると、まだこの方面に刷れていないことがわかる。母字(字源)について注意される一つは、サに薩字を取つたことである。これは私がかつて「片仮名の研究(国語科学講座)」に於て述べた所であつて、契沖はさすが仏者だけにこの説を取つたのであるが、こ

れに相当の根拠を附し得るのであつて、有力視すべき一説と見なくてはならない。尙母字については疑問を出したものが若干ある。

ワ 日歟和歟 ナ 奈或ハ南歟 ム 牟。或某作 ム 此全歟

などが是である。ワには説があるが、曰ではないであらう。ナは奈、ムは牟とすべきであるが、ケは古仮名に氣の「と介の个と阿様ある。

契沖の疑は亦無理もない。スの異体爪を為訓歟、或左字反須 爪 全字歟

といつているが、仮名反しをかゝる所まで用いるのは、少し過ぎたように思う。為の頭もさることながら、私は衆字の草略に取りたい。彼は又、片仮名という名が、省文の義であるべき所から、

片仮名といふ中に、チ子井等の全字あるは多分に付て名付けたるなり。抄

とことわつていながら、一方その名に泥んで、全字であるか半体であるかの疑問をハ、ニ、等にまでかけている。

ハ 八全歟。常用 レ 之。或半 レ 字体歟

ニ 二全歟。常用 レ 之。或仁半 レ 字体歟

ミ 三全歟。常用 レ 之。或身半 レ 字体歟。並訓

これは少し拘わり過ぎた感がある。これらは万葉集等に常用された数字仮名と見るべきである。この後に平沢元愷の譌微字説や、後世の偽作とされる安然の五十音(音韻假字格所載)の如く、片仮名すべてを母字の省文で説明するものも出たが、これは甚だしい強弁であつて、契沖の言つた「多分は付て名付たるなり」とすべきである。

いろは歌並びに片仮名については、古来その作者が問題となつたのであるが、契沖はいろはも片仮名も弘法大師の作としている。先づいろはについては、大師の名跡であつたこと、大師とした古人の説教例を出して之を理由とした。契沖のいろはというのは、その歌と字体とを相伴つた意味である。彼は、

此国のかんなは、草書の猶草になりたるなり。かんたとてわきてもじを作りいだせるにはあらず。代初惣

といつて、漢字の自然の草化を認めているようであるが、尙いろは字体の発生については

此よそおあまりなよもじは、いにしへよりわかれるか、もしまた弘法大師の、いろは歌をつらねたまへるより、さだまりけるか、知がたし。同右

といつて疑つてもいる。しかし結局、

いろはといふかなは、弘法大師時の童蒙より末世かけてたよりあらしめて、利益せんがために、悉曇の字母四十七言にならずらへて四十七字のかんなをもて八句の歌につくりたまへり。同右と考へた。それ故彼は倭字通例書が、

弘法大師世にある所のかん四十七字をあつめ、同字なしの長歌とし給ふ。

といつたのを駁して、

たゞ以呂波につらねたるを弘法大師の功のやうにいへる、ひがごとなるべし。通妨総

といつたのを見ると、歌と字体とを合せて考へていることは勿論であるが、その四十七字という字数までを、悉曇に准らえて空海が定めたものと考えた(時代の国語音の如何などを考え及ばず)ことは

明かである。この事は尙片仮名に関していう場合にも表れている。さて一般の草仮名といろはとの關係については、通妨の總評に次のように述べている。

されど源氏にも仮名は末の世に至りてかぎりなくかきなせるやうにいへるは万葉によりて思ふに、其比の仮名はその比の哥にあひて、真にかき若は行草にやはらげても、文字つよにたしかにこそは書けぬ。それは弘法大師の妙筆をふるひて、以呂波といふ物作りて極草にやはらげかゝせ給へるならひて、いろはに出されぬ字どもも打まじへて、漸々に人々のおもしろくかきなせるを源氏にはいへるか。

これは早く代初の惣釈に引いた源氏梅枝卷の源氏の詞「よろづの事昔にはおとりざまになりゆく末の世なれど、かんのみなん、今の世はいとときはなくなりたる」について言うのであるが、契沖は上代より真行草とやらわらげ來つた仮名を、空海が極草にして(今の標準様の)それでいろは歌を書いたものと考え、空海以後はそのいろはに倣つて、いろはとは異なる草仮名のいろはを書いたのだと考へた。それ故草仮名の標準体はいろはであつて、通俗に行われている極草にそれ(所謂変体仮名でない)であり、而もそれは弘法大師の新作のかゝると考へたのである。この点甚だ偏狭といふべく、同じ弘法説にしても、むしろかの通例書のいう所が却つて妥当であると、今日我々には感ぜられるのである。

片仮名については、世の通説吉備真備を否定して、これをも空海とした。

吉備公の作などいへど、させる証なし。若常のいろはと共に、弘法大師の作り給へるか。抄

といい、その論拠としては

片仮名を吉備公作といふ事情じがたし。その故は字数ひら仮名におなじ。以呂波を阿種に弘法大師のしたまへるにや。片仮名もし吉備公ならば、以呂波のごとくにはあらで打はなちてかゝれたる歟。

といった。この語は已述のいろは字数をも空海の定めたことを明かに言つてゐるが、その字数に於て阿仮名が会うから、真備でないというのは、餘りに単純である。更に彼は通例書が世の通説に従つて五十音を吉備公の作とした（同書の漢序にある。但しこの書は平仮名片仮名の起源は知るべからずとしてゐる）のに対して、

背面先生五十音を去備公作といふは暗推なり。其故は五十音はもと悉曇に付てありくる事なる上、もし吉備公作ならば、あやわの三行に三のい、三のえ、二のう、二のを、面々にあるべし。平仮名とひとしくして二のい、二のえ、一のう、なれば信じがたし。

通妨

といった。五十音を若し真備の如き学者が作れば、必ず悉曇に従つて仮名五十字に作つたろうに、いろはと同じく四十七字から成つてゐる今の五十音は、決して真備の作でないというのである。前の文とこの文とは、論ずる所が片仮名と五十音と違うことでもあり、前の文の「打はなちてかゝれたる歟」という意味が、後の文の五十字に書いたであらうという意味と同じきや否やも不明であるが、それはとにかく、この兩文の何れから言つても、仮名は作る人によつて四十七字にも五十字にも定め得ると考え、従つて時代の国語音の如何などは考えなかつたことだけは明かである。こうした考は今日の我等には到底納得できない所である。

要するにいろは、片仮名の作者については、真言僧たる彼が、信仰に引かれ、いろはの世伝を利として、更に片仮名にまで妄進した説というべきであつて、甚だ学問的でないものを感じる。

因みに、契沖は連りに梵字四十七字に准らえて、いろは四十七字を作つたといつてゐるが元來梵字の四十七字は摩多十二字、体文三十五字を合せた四十七字であつて、我がいろはの熟音字四十七字とは自ら性質の異なるものであるのを、偶々数の合うのを捉えて關係づけてたのは、肯ない難い牽強な論と言わなくてはならない。書き洩したからこゝに附記する。

五

契沖の五十音図については、世に已に述べたものがあるから、極めて簡略に従おう。我が五十音図はその源流を平安朝に発して、中世近世を経て今日に至つたものであるから、契沖のそれもその過程であつて、別に新しく組織したものではないが、彼が抄に掲げたそれは、音声の経緯を示す為に仮名を用はず漢字による一種の合字を作つて図とした点に異色がある。（版組の煩わしさを避けて、図を挙げることを省く。全集第七巻七〇頁七一頁を看よ。）この図は彼が右の図梵文に准らへて作れり。

と附記してゐる如く、彼の通じていた悉曇に本づいたのであり、殊に彼の師浄嚴の著悉曇三密抄に拠つてゐることは、世に周知の事実である。抑々悉曇家が五十音を梵字で表したことは早くよりあつたのであるが、この図が梵字の摩多体文より作られた合字を、漢字に移して新作したことは、恐らく契沖を以て創始とする。五十音図が古くから仮名を以て各字母に附記して、その母音・子音による経緯

組織を解剖的に説明しようとしたものがあつて、かの明覚の反音作法の図を始として、遂に中世近世を通じての常習となつた。左に反音作法の例を出す。

カクア \ クイ ククウ ケクエ コクオ
 サスア シュイ ススウ セスエ ソスオ

(以下略する)

の如きである。附記した小字の上が子音、下が母音を示すことは勿論である。この他のものには、尙この上に開合の拗音などを並記することが流行して、相当煩雑なものがある。契沖のの做つた三密抄の図は、各字母の下に頗る多様な仮名表記が並べられているが、契沖は一切それら避け、極めて簡潔にその声韻の合字を以て、直ちにこれを表したのである。

元来この図は、己に代初の惣釈に於て作らうとしたのであつて、そこには「かりに漢字をもて合して図すべし」とありながら、図の框画のみあつて空白に残っているのを見ると、抄の図のようなものを考案しながら、まだ成らなかつたものと見える。しかるに更に代精の物釈に於て、片仮名を合字してその祖図ともいへべきものが出来ている。

ア イ ウ エ
 カ イキ ウク エケ
 サ イシ ウス エセ
 (以下略する)

このカ・イ・ウ等は合成の一字であつて、彼の所謂「今梵字ニ准ラヘテ字体ヲ偏トシテ点ヲ旁トス」代精惣釈というのであり、その帰納音が

キ・ク等なることを表したのである。抄はこれを漢字に移して工夫したものであつて、加左太奈等のア列字を頭子音とし、これに以字江遠等の省文符号を加えて作字したものである。

さてこの合字を見る時、今日のローマ字表記に慣された我等から見ると、カサタ等のア列字がそのまま音節を表して、子音母音に分解されていないのみならず、又そのア列字を頭子音に取ることは、甚だ奇異に感ずる所であつて、むしろかの反音作法の如くウ列字のクスツ等を取つて、無論ア列字もその組合せにした方が妥当ではないかと考えられる。しかし契沖のこれは全く梵字の綴字法に拠つたからである。梵字は、摩多即ち母音は一往独立の字体があり、体文即ち子音はア母音をもつた文字によつて、代表され、さてその体文に摩多の独立字体とは異なる省文符号を附して、各熟音文字を作る組織になつてゐる。契沖は値くそれに拠つたものである。思うに契沖のこの図には只梵字構成の直訳であつて、己述の如き批難もある。せめて古い反音作法の綴字法などなりと参考させたか。而して漢字による合成字もさることながら、親しみにくい奇怪な字体であつてむしろ代精に於ける片仮名合字の方が、却つて手軽でよくはなかつたであらうか。

契沖の五十音図が、ア行のオとワ行のヲとを取り違えていたことは、周知の事であつて、契沖の為に惜しむべきことである。これは因襲に暗まされた点も無論あつたが、畢竟字音研究の徹底しなかつたのに歸すべきであらう。彼は字音研究にも努力し、特に喉音三行の音韻には相当苦心しているが、遂にオヲの所屬を正すことが出来なかつた。彼は自ら「もろこの韻字はすべて知り侍らず」抄総説といつてゐるのは、謙遜の意味も含まれようが、亦多少信の缺け

た点もあつたであらう。

次に契沖は自身の作つた五十音図に対して已述のように「右の図梵文に准らへて作れり」といつたのは、無論その合字を工夫したという義であるが、我が五十音図の起源についても悉曇章によつたものであると考へたことはもとよりである。抄に於ける梵字の解説の条（「梵字の字を悉曇といふ」^{六八}以下）に於て、悉曇の経緯の順が我が五十音図のそれに等しいことを明かに説明している。通妨抄の序論に於て

又五十音は悉曇より出。吉備公の定むるにあらず。

といつた「五十音」を五十音図とは見ずとも、その五十種音は悉曇のいう所から出でいるというので、自ら図も悉曇に倣つたものと考えられていると見て差支ない。況やいろは歌さえ已述の如く梵書の字母四十七字に准らえて作つたと考へていたに於てをやである。

契沖は假名遣に於ては、常に伊呂波を基準として、すべてをそれで取扱つていた。抄に於ける項目の順序、語例の排列はいうまでもなく真假名の分類、字音の類別、さては代匠記に於ける語彙・地名・枕詞に至るまで、皆いろは順に集められている。この点は甚だ旧風であつて、まだ語学的でなかつたとも言ひ得る。従つて国語音を時代にまゝわらず四十七音と考へてしまつて、それ以上の五十音に表れる音は、母音に撰してしまい、全然考へなかつたわけではないが、深い考察を投げなかつた。母音と異なるヤ行のイ、ワ行のウ、ヤ行のエ等の、古代用字法に於て区別ありやなしやなどはどうでもよかつた。只一旦語彙の語学的考察を行うとなつと、必ず五十音図にたよつて、五音相通・同韻相通をいい、假名反しをいい、はたらき（又かよひ又うごぎとも）又は体用の事をいつた。これが契沖が

その假名遣を理論づけ通則化した点であつて、彼が語の語源を考へ又は古例にない語の假名遣を定めるのに、五十音図が最も語学的な考察の具として役立つたといわなくてはならない。是が抄の序に於て、假名遣の各項目を分類排列した後に、

又かゝる事は未なり、声字の本より知おかば、漸々にみづから得る事もあるべきがために、其由初に少々注し、次に五十音を出し、いろはを注しなどして、いろ等をば末に置也。

といつた所以であつて、具体的個々の語彙を並べることが根本であるとしたのである。契沖假名遣がその原則を知ることが根本であるとしたのである。契沖假名遣がその原則を知ることが根本であるとしたのは正確な古例を豊富に集めたことにもあるが、彼の無理由に単語を並べたのに対して、是が五十音図に基礎をおいて、学問的に理由つけた所にある。

六

さて契沖は假名の書き別けは、発音の差異から来ること、今日その假名を混ずるのは、発音が變じなからであることを、明瞭に言つたことがない。彼は代精總説に

此五十音ノ中ニ本朝ニハ四十七音アリテ三音闕タリ。三音ハ也ト以ト和合シテ生ゼル伊ト、也ト江ト和合シテ生ゼル要ト、和ト字ト和合シテ生ゼル字トナリ。是ハ本韻ノ字江遠ニ撰スルナリ。然ルニ若撰セバ和ヨリ生ズルキエオモ撰スベキヲ、半ハ撰シ半ハ撰セザル其故ヲ知ラズ、定メテ深キ故アルベシ。

といつてゐる。この「然ルニ」以下の語は、たしかに假名が時代の発

音の差異によつて、書き別けられていることを考えない語であり、又いろは時代の発音と今日のそれと違つてゐることを考えられなかつた語である。通妨には

今に至て童蒙ならぬ人も迷ふことあるは、世の下れる故なり。いゝえゑをおこそ初より同じう聞ゆれど、いにしへの人はそれだにおのづからわきまへてたがはざればにや注せる物なし。

といつてゐるなどは、古くから発音の別はないと考へていたのでないか。尙要略の序説に次のようにいつてゐる。

凡此国は、そのかみは和語のみありて、真名もなく音もなし。五十音は自然の音なれば、神世は更にもいはず、人の世となりても、面々におのづから知てこそいひけめ。其後文字わたりて後、和語の義に随ひて、伊、為等の音をもつかひわけ、真名をもこれかれと配当せるなり。たとへば大の字の仮名遠々とも、遠保、遠於とも、於々、於遠とかききたるとも、いにしへにしたがひてさこそかくべきに、於保とのみかける故あるべけれど、誰か今その故を知らん。知らねども昔に随ひて書来れり。

この文の「五十音は……知てこそいひけめ」といふのは、古代人は五十音を自然に知つて発音をし別けたという義に取られる。「其後文字わたりて後……これかれ配当せるなり」といふのも一往聞えることであるが、それ以下の意味に甚だ紛わしいものがある。大の字の仮名に種々の書きようがあるといふのは、後代の音でいい得ることであるが、古代には不可能なことであるから、それを仮設にいふのは変であるし、「於保とのみかける……書来れり」といふのは、一向心得られない。こゝでこそ発音の差別を理由にいふべきではなからうか。かくてこの文の前半と後半とは、矛盾といおうか、少く

も想の接続が困難になる。彼のよく引く例で、億計王弘計王のオラの別の事がある。代精繪釈に已に出てゐるが、要略には次のように詳説してゐる。

億計王弘計王は兄弟にておほします。(中略)古事記に意祁王袁祁王とかゝれたり。億息はとも仮名お、弘袁はともになり。億は大の義、弘は小なるべし。計は何の義といふ事いまだ知らず。もしをおを混せば、此御中いづれ御兄いづれ御弟とわかつことあたはざるべし。

これの如きも、仮名の別を直ちに義に考へて、少しも音のことには及ばない。若し古代には混じようのない発音だと知つたならば、「もしをおを混せば」などいふ語は吐かれぬ筈である。

要するに契沖のいう所は、音声の時代的变化といふことを念頭に置かず、昔の音声も現在我等の発音してゐる如き數のものであると考へ、仮名の書き別けも古今を通じていろはで足ると考へ仮名の書き別けは音声にかゝらず、只その意義の差異による文字表記の因習であると考へなくては、出て来ない論である。かくて彼は考を古代音に走せることが稀薄であり、勢古代仮名の音別といふことに注意が缺けたわけである。

七

こゝで契沖の字音研究について一瞥したい。契沖は字音に対しては、已述のように多少自信を缺いてゐたと見えて、「字による事とぞ、韻字ある人に尋ぬべし」抄とか、「例を考へ韻字ある人に尋ぬべし」通とか、同意味のことを屢々言つてゐる。而して彼には字音のことをいつた著はないようであるが、抄に於ける字音語の仮名は

多く玉篇の反切を引いて之を定め、通妨に於ては同じく反切によつて誤を正したことは勿論、特にアヤワ三行に関する論になると、常に韻鏡による開合と玉篇による切字の如何とを考へている。

彼が通妨の總評の部に「諸音」として、イロハ順に片仮名を以て記されたものは、漢字音の国語訓みを集めたものである。国語音風な無音尾の音に、音尾イ・ウ・ン・フ・ツ・ク・チ・キを配し、清濁符を附して、あり得るだけの国語訓み字音を列記してある。中には仏典の陀羅尼読みの字音などの普通でないものも一二ないではないが、よく綿密に考へて集めたものである。やはり仮名遣の爲に作つたものであつて、後に「音のまがふは何う何ふと引にあり」として、字音語の長音の紛れるものだけを、特に摘出してある。

次に彼には「正字類音集覽」というもの二巻あつて、以呂波順に唐音を別つている。これも各字母の初に無音尾のものを集めてあるから、真仮名の字音の参考にしたものと考へられるが、それが仮名遣上如何ほど役立つかは、にわかには考へ難い。抄その他に於て唐音語は注意してあるが、それも数は甚だ鮮い。契沖は唐音を知ることゝ於て、

- 一、日本字音と唐音との音声上の關係を如何ほど了解したか。
- 二、日本字音が中国原音を如何ほど曲げて発音されているかを解したか。

三、それが真仮名の音を了解するにどれだけ役立つたか。
は疑問である。抄に、

はひふへほ此五字は音便によりて清濁の間の音あり。(バ行音のこと) 略唐音を聞に音便をまたずして、初よりかやうの音あり。おぼつかなき事なり。

「おぼつかなき事なり」は意味が不明であるが、實際どうだかわからないという義ではなからうか。「清濁の間の音」などという語は、中国の原音のわかつていないことを表している。通妨の「あんず杏」の条に、

唐音は多分澆季に用てこれかへりて俗といふべし。

と述べている。唐音はむしろ後世のものであつて、日本字音より正しくないものであると考へていたかも知れない。只契沖が唐音を知つて、イロハ別に類聚して見たことは、恐らく從來まだ見ないことであろう。この書は自筆稿本が存するだけで、広く見られなかつたものであろうが、文雄の三音正論や宣長の三音考などの先駆をつけたといつてもよい。

彼が相当字音に注意したことは知られるが、彼はまだ国語音(比較的後世の)に重きを置くともいおうか。四十七音を考へることが強くて、それ以上中国の原音については勿論、日本の古字音にさへ考へ及ばなかつた点がある。殊に字音の音尾については甚だ粗漏であつた。これは本来国語音にはないもので、むしろ仮名遣の問題になることの少ないものであるからである。例えば「諸音」に於て、音尾イ・ウに母音のものと喉内撥音のものとなることがある。けれども済まされたのである。撥音をソ一つで表して舌内・唇内の別などはあの仮名遣では必要がないかも知れない。けれども合拗音・入声などのことを、今少し深く考へたならば、仮名遣に利用出来たと思ふ。合拗音としてクワは出してあるが、クエ・クキのことが明かでない。抄の「法華経」の条で、華字のクエという音を、国語のクエ(職)足と比較して苦しく方をつけており、尙、
きの仮名にく、いとかける類あり。久以切幾なり。字による事と

ぞ、韻学ある人に尋ぬべし。

といつてはいるが、古字音にクエ(化・源・厥の如き)、クキ(鬼・均・橋の如き)の仮名づけのあることを知らない。又抄の「望陀」の条に

日本紀に馬来田、万葉集にも然よめり。これをらを上略し、くをらに通じて望陀の二字になせり。

といつてはいるが、この説き方は古代字音を知る人の誤とする所であつて、ウを上略したマがに於て望字が喉内撥音であることを知らなかつたからである。地名「当麻」の当字の用語について、通妨にも要略にも古典の用例を豊富に引きながら、タギに当字を借用する理由を知らなかつたのも同様である。撥音別に於てもさうであつて抄に「むとぬとかよふ類」の項をおいて、珍海(ちぬのうみ)・讃岐(さぬき)を出しているのは、撥音の唇舌を区別しなかつたことを表し、まして望・当が撥音の一種であることなどは(唐音によれば気づくことであるが)無論問題ではなかつた。

地名に借用された字音で仮名遣の問題になるのは、唇内入声(フ)の文字である。

呂宋	雜多	愛甲	始羅	雜賀	呂美	甲賀
オホホキ	オホホク	アエカ	アヒラ	サヒガ	オホミ	カガ
呂宋	雜多	愛甲	始羅	雜賀	呂美	甲賀
オホホキ	オホホク	アエカ	アヒラ	サヒガ	オホミ	カガ

これらフ入声の文字を借りたもので、ワイウエオと発音されるものはハヒフヘホに書くべきことは、通則が立ち得るわけであるが、只個々の語彙例を離れくに出すに過ぎなくて、そこまで帰納してはいない。これらの点の或るものは、宜長に至つても未だ徹底しなかつた数々があるのであつて、一氣に之を契沖に待つのは不当かも知れないが、今日から見た契沖の字音知識の程度である。

最後に仮名遣の中心問題であるアヤウ三行の眞仮名若しくはその草仮名・片仮名の母字については、彼は常に字音上の位置に注意し、而も最も苦心しながら、遂に五十音図に於けるオヲの所属を正し得なかつたのは要するに字音の考察が不徹底であつたことを物語るものである。契沖は代初物釈に於ては、

五十音といふは初、阿伊宇恵袁より後の和為于觀於にいたるまで十種の五音あるをいへり。

といつて、全然アヤウ三行の音を置き違えてはいるが、これはやがて代精に至つて改められ、エエの別は比較的容易に解決されたが、オヲのことは絶えず苦心を続けながら改まらなかつた。殊に於字の所属については、常に疑問を起している。抄の囉啞(地名)の条に、

おはその字のひゞきをなるを。彼図の声おもければ於の字を用る歟。

といひ、要略にも同様になつて用いたのは心得がたいと疑つた。通妨の總評に、

伊は於脂切にてあの下の子、以は余志切にてやの下の子なり。とあるが、切字によつて所属を定めた彼の考によるならば、伊字の切字は伊と共にア行たるべきは勿論である。而して於はオの母字である以上、オはア行に属すべきことは明かであるのに、彼は於字にヲをあてている所に大きな矛盾のあることを覚らない。尙通妨の總評に

於は吳音お漢音をなる故に玉篇に一の字を於逸切とも於質切ともあり。

といひ、又その「ほゐなし無本意」の条に
今云意は於記切、於は漢音ヲ。ゐを用るは誤なり。

といつてゐるなどは、殆どその意を取るに困しむ。迷つてゐる点である。抄の「落おつ」の条に

万葉第五に平の字を用。同韻にて通ずる敷。故をしらず、多きに随ふべし。

とある。これは集のママ遠知メヤモ（八四七）ママ越知ヌベシ（八四八）をいうのであつて、代初代精ともこの歌の下に同様の疑問を出している。之は変若のヲツを誤解しているが、一面からいうと、それほどオヲの別をルーズに考えていたともいえる。彼は反切の切字としての於に附訓するに、抄にはすべてヲとし、要略にはすべてオとしているが、この辺にも動搖が見える。かくて彼は愛宕をアタゴともオタギともいい、タワワをトワヲ、ワナナクをヲノノクという音変化の例に出あつて、相通に矛盾を覚え、「すみちがへにかよへり」と行き詰まつたことは、抄に於ける有名な話として残つたのである。

思うに彼は韻鏡に於ける於字の開合について錯乱があつたようである。かの「和字正韻」の「を遠お於」の条を見ると、

憶乙 憶拗音乙直音
開字入声

遠於乎鳥鳴鳩汗越 直音平声入声 游 拗音開字
合字去声入声 去声

とある。こゝで合字の方に於字の入つてゐるのが問題であるし、又於字が合字に入りながら、それと同音の游字を開字として、而も合字と同列に置いてあるなどは、更に問題である。韻鏡に於ける開合は、古くから説を異にした本があつて、於字の属する内転第十一は合とする方がある。契沖はその種の本に拠つたらしいが、これは古い享祿本等に開とあり、太田全齋の漢呉音図説の弁明した所によつ

て、開が正しいのであるのを合と解したので第一の誤であつた。更に於字を開音とする時、これを切字としても合音の字のあることである。それは韻字の合音であるものは、その帰納音は合となるのであつて、例えばは貴切の尉字がキとなり、於魂切の温字がランとなる如きである。契沖は只切字にのみ注意して韻字を考えなかつた為、誤を生じたことは、抄に於て

燕尾 えむび 燕於見切 怨 えんず 怨於願切

として、燕と怨とを同音にしまつたのにも知れる。

かく於字の所属及び於字を切字とする字音には、契沖は常に疑問を懐いていて、遂にそれが解けきれなかつた。このことが五十音図のオヲの位置に誤を生じた大きな一因であつたように思う。しかし五十音図に於てオヲを取り違えたことは、各語彙に當つての實際の仮名遣にはさして影響はなかつた。音図に於ては遠字をヲとしてア行に置き、於字をオトしてワ行に置くのであつて、発音のことを除外すれば、漢字母と仮名との連合は誤つてはいないからである。只語の語源を考える為には音通を応用したり、古語の変音の比較をしたりにする際に齟齬を起し、亦古例のない語の仮名遣を定める時に少からず危険を覚える。

附記 以上だけでは未だ契沖仮名遣の本領域に入らないが、それは又他日の機会を期したいと思ふ。

昭和二六・五・五稿